

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性 に関する国民の理解の増進に関する法律 (理解増進法) について

内閣府 政策統括官（共生・共助担当）付
参事官（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当）付
参事官補佐 生部 雅敏

本講義の内容

- 理解増進法とは
- 目指す社会像
- 理解増進法の性質
- 理解増進法の内容
- 内閣府の取組
- 人権擁護事務との関係



理解増進法とは

【立法事実と目的】

性的マイノリティの方々が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることなどを立法事実として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的として制定

⇒ 令和5年6月16日 可決・成立（議員立法） 同月23日 公布・施行

Q.理解増進法が目指す社会とは？

- 政府は、全ての方が生きがいを感じられ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される、包摂的な共生社会の実現を目指しています。
- 理解増進法は、この一環として、**性的指向及びジェンダーアイデンティティは性的マイノリティの方々に限らず全ての国民が有するものである**ことを前提に、全ての国民がお互いの性的指向及びジェンダーアイデンティティを受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会、言い換えれば**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様な在り方を互いに自然に受け入れられるような共生社会**の実現に資することを目的とするものです。
- **特定の性的指向及びジェンダーアイデンティティについての理解の増進に限らず**、性的マイノリティの方もマジョリティの方も含めた全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できるような社会の実現を目指すものです。

目指す社会像

包摂的な共生社会の実現

お互いに相手の性的指向・
ジェンダーアイデンティティを
尊重できる社会を目指そう！

性的指向もジェンダーアイデンティティも
みんなが持っているものなんだね！



理解増進法の性質

いわゆる「**理念法**」

【理念法とは？】

一般的には、社会問題や政策課題などに対する国としての理念が記され、国や地方公共団体、企業などに問題解決に向けた取り組みを促す法律と解されている。

- × 国民一人一人の行動の制限
- × 新しい権利の付与

Q.理解増進法の施行によって、性的マイノリティの方々に対する差別が禁止された？

A.理解増進法には差別を禁止する旨の規定はありません。

もともと、日本国憲法において、「すべて国民は、法の下に平等であつて、（略）差別されない」と定められているなど、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別的取扱いが禁止されています。

**Q.理解増進法の施行によって、
性別により区分された施設（公衆浴場等）の
利用のルールは変更された？**

A.変更はありません。

理解増進法には、性別により区分された施設における従来の取扱いを変える旨の規定はありません。





理解増進法の内容

目的（第1条）

この法律は、

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、
基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、
基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、
もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

目的（第1条）

この法律は、

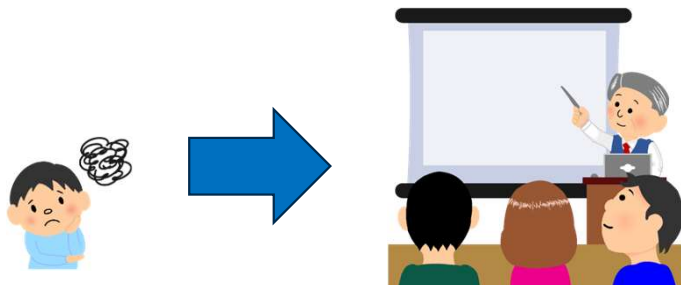
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、
基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、
基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、
もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。



目的（第1条）

この法律は、

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、
基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、
基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、
もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

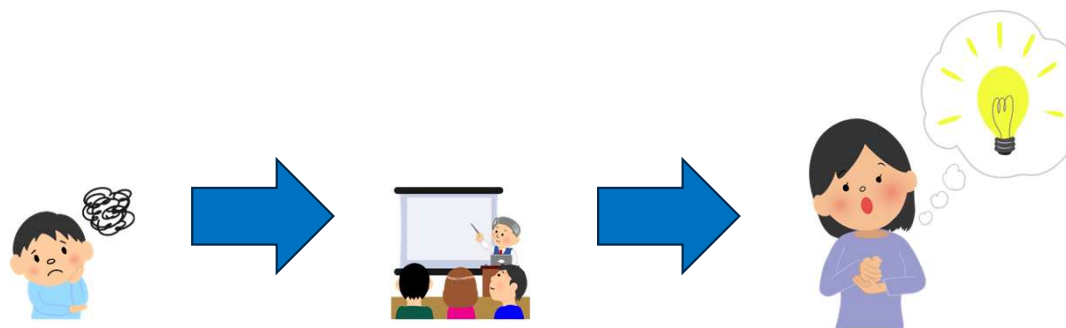


目的（第1条）

この法律は、

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、
基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、
基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、

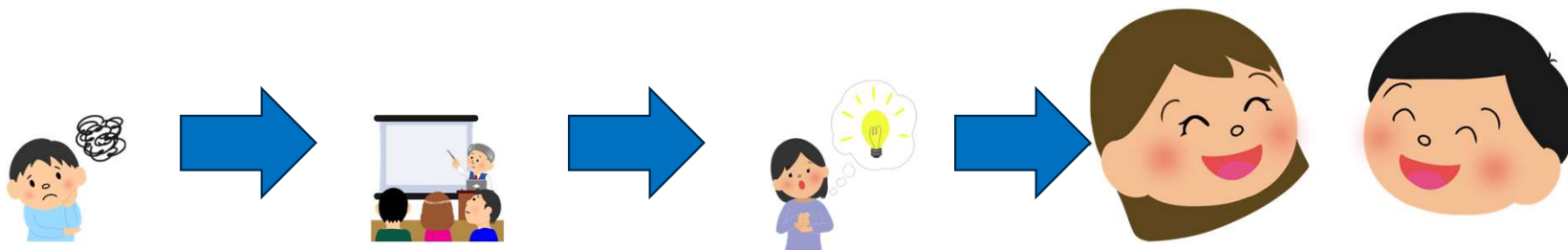
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神^{かん}を涵養し、
もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。



目的（第1条）

この法律は、

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、
基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、
基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、
もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。



性的指向・ジェンダーアイデンティティ の定義（第2条）

性的指向

「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別
についての指向」

【例】

- 男性が好き
- 女性が好き
- 男性も女性も好き
- 男性も女性も好きではない

ジェンダーアイデンティティ

「自己の属する性別についての認識に関する
その同一性の有無又は程度に係る意識」

【例】

- 私は男性である
- 私は女性である

※ ある程度一貫性を持った認識を指すものと解される。

※ 理解増進法は理念法であるため、行政文書等において従前から使用している文言を変更する必要性を直ちに生じさせるものではない。
その要否については、各行政機関・地方公共団体等において理解増進法の趣旨・目的等を踏まえて判断すべきもの。

性的指向・ジェンダーアイデンティティ の定義（第2条）

報道で「LGBT理解増進法」と
言っていたし、性的マイノリティの
方々だけを対象とした法律なの
かなあ…？



特定の性的指向・ジェンダー
アイデンティティについての理解増進
に限らないんだね！



基本理念（第3条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、

**全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、
等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念**

にのっとり、

**性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないもの
であるとの認識の下に、**

**相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として
行われなければならない。**

国の役割（第4条）

○国は、

前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の**理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。**

地方公共団体の役割（第5条）

○地方公共団体は、基本理念にのっとり、

国との連携を図りつつ、

その地域の実情を踏まえ、

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

事業主等の努力 事業主の役割（第6条第1項）

○事業主は、基本理念にのっとり、

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、

普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、

国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

事業主等の努力

学校の役割（第6条第2項）①

○学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、

家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、

教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、

国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

事業主等の努力 学校の役割（第6条第2項）②

〈参考〉令和5年6月15日 参議院 内閣委員会における法案提出者の答弁

教育基本法十三条に、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、相互の連携及び協力に努めるという定めがあります。その趣旨は、先ほどありましたとおり、教育の目的を実現するためには、学校、家庭、地域社会がそれぞれの果たすべき役割も大きく、これらの三者が相互に緊密に連携協力して取り組むことが重要であるということでもあります。

本法案の修正により追加された部分につきましても、教育基本法の文言と同様の趣旨でありまして、同様の定めをすることが法律としての安定性を高めることから、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつという文言を用いることとしたものでありまして、御心配のように、保護者の協力を得なければ取組を進められないという意味ではありません。

施策の実施状況の公表（第7条）

○政府は、**毎年一回**、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

基本計画（第8条）①

- 1 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

基本計画（第8条）②

- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、**おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。**
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

学術研究等（第9条）

○国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

国及び地方公共団体の具体的役割 (第10条第1項)

○国及び地方公共団体は、

前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、

学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、

国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、

心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、

各般の問題に対応するための相談体制の整備

その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。



事業主の具体的役割（第10条第2項）

○事業主は、

その雇用する労働者に対し、

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための

情報の提供、

研修の実施、

普及啓発、

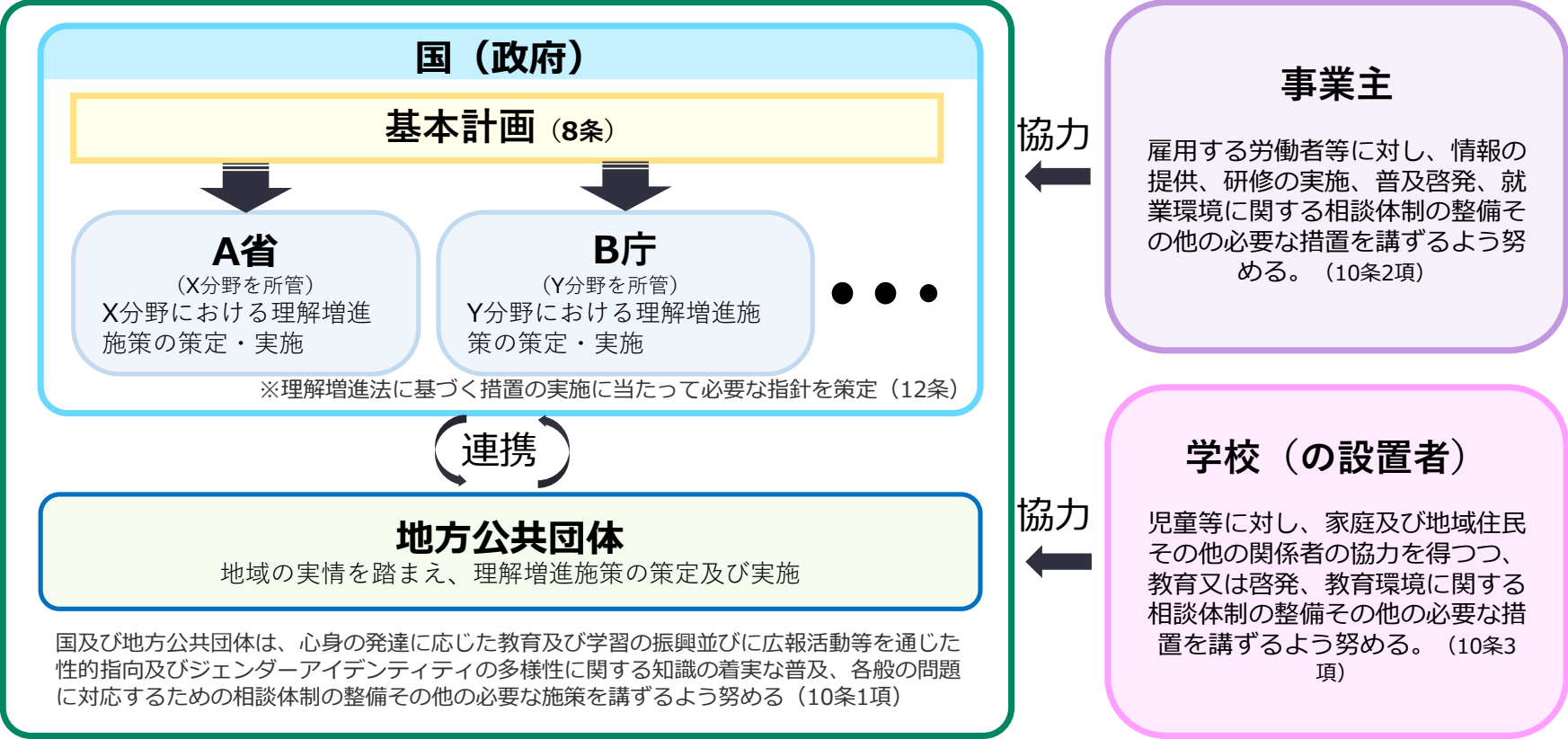
就業環境に関する相談体制の整備

その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

学校の具体的役割（第10条第3項）

○学校の設置者及びその設置する学校は、
当該学校の児童等に対し、
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、
家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、
教育又は啓発、
教育環境に関する相談体制の整備
その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

理解増進の枠組み



性的指向・ジェンダーアイデンティティ 理解増進連絡会議（第11条）

○政府は、

内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の**関係行政機関の職員をもって構成する**

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の**理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。**

措置の実施等に当たっての留意（第12条）

○この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。

この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

〈参考1〉令和5年6月15日 参議院 内閣委員会における法案提出者の答弁（抜粋）

十二条は留意事項でありまして、そこで定められている内容は、元々一条の目的や三条の基本理念においてうたわれている共生社会の理念と同じものでありましたが、これを強調する趣旨で留意事項として入れることとしたものであります。

〈参考2〉令和5年6月9日 衆議院 内閣委員会における法案提出者の答弁（抜粋）

この措置というのは、この法律で、努力義務だとか、様々なものをやりましょう、こういうもの全てに係っております。

（ということは、法律第十条ということですかね、第二項、第三項も含めてということよろしいですか。）

そうでございます。

内閣府のこれまでの取組

- ①理解増進連絡会議の運営
- ②学術研究の推進
- ③広報活動 等

内閣府の取組① 理解増進連絡会議の運営

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議について（概要）



- 令和5年6月に議員立法により成立した性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第11条の規定に基づき設置。
- 関係行政機関が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うことを目的とする。

会議構成員

内閣府政策統括官（共生・共助担当）★議長
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当）
法務省人権擁護局長
外務省総合外交政策局長
文部科学省総合教育政策局長
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
国土交通省総合政策局長
※必要に応じ構成員を追加又は関係者に出席を
求めることが可能。

開催状況

回数	開催年月日	主要議題
第1回	R5.8.9	各府省取組説明（※）
第2回	R5.9.26	令和6年度概算要求とりまとめ報告 各府省取組説明（既存の学術研究等について）
第3回	R5.12.14	有識者へのヒアリング （日高庸晴 宝塚大学保健学部教授）
第4回	R6.2.29	有識者へのヒアリング （釜野さおり 国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部室長） 令和6年度予算政府案とりまとめ報告
第5回	R6.5.23	有識者へのヒアリング （針間克己 精神科医）
第6回	R6.8.9	有識者へのヒアリング （佐々木掌子 明治大学文学部准教授）

※ 第1回連絡会議において、小倉将信内閣府特命担当大臣（当時）から、関係各省におかれても、法律の趣旨を踏まえ、理解の増進に関する基本計画や指針の策定等を待たず、それぞれの所掌に関する分野において、しっかりと取り組んでいただくとともに、取組の推進に当たっては、必要に応じて関係府省庁との連携を図っていただきたい旨発言。

内閣府の取組② 学術研究の推進

令和5年度：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する既存の調査研究について調査

結果の概要・詳細は、内閣府HP参照 (<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/research/index.html>)

令和6年度：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解浸透度の把握
及び理解増進に係る研究に当たり留意すべき事項等の調査・研究

[illegible]

内閣府の取組③ 広報活動

理解増進法に関するQ & A

>内閣府ホーム>内閣府の政策>政策調整トピック>性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に関するQ&A

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に関するQ&A

【目次】

- Q. 理解増進法が制定された目的は何ですか。
- Q. 理解増進法が目指す社会はどのような社会ですか。
- Q. 理解増進法の施行によって、国民はどのような権利を取得し、又は、義務を負いますか。
- Q. 理解増進法の制定により、新たに性的マイノリティの方々に対する差別が禁止されたのですか。
- Q. 性的指向とは何ですか。
- Q. ジェンダーアイデンティティとは何ですか。
- Q. 理解増進法において「性的指向」及び「ジェンダーアイデンティティ」という文言が定義されましたが、自治体や民間企業等で従前から使用している文言を変更する必要がありますか。
- Q. 理解増進法の施行によって、性別により区分された公衆浴場等の施設の利用のルールに変更はありますか。
- Q. 理解増進法第12条の留意事項が定められた趣旨はどのようなものですか。

Q. 理解増進法が制定された目的は何ですか。

A. 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下「理解増進法」という。）は、性的マイノリティの方々が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることなどを立法事実として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的として制定されました。

（参考）令和5年6月15日 参議院 内閣委員会発言No.078

理解増進法に関するリーフレット

性的指向及び
ジェンダーアイデンティティの
多様性に関する国民の理解の増進
に関する法律を知っていますか？

理解増進法は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するわけがない個人として尊重されるものであるとの基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に、いわゆる基本理念として制定された法律です。

国、地方公共団体及び事業主等は
知能の普及や相談体制の整備等について努めることとされています。

「性指向」とは？
成体後又は
性的傾向の対立となる性別
についての傾向です。

「ジェンダーアイデンティティ」とは？
自身の「性別」についてある
程度の一貫性を持った認識を有
するものとされています。

内閣府 HP において理解増進法に関するQ&Aを掲載しています。
内閣府 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進 広報
https://www8.cao.go.jp/ikazoe/in/index.html

内閣府内閣内・ジェンダーアイデンティティ
理解増進部
〒100-8916
東京都千代田区外神田1-6-1 内閣府庁舎5F
TEL 03-3228-2111

(表面)

各種相談窓口

性的指向及びジェンダーアイデンティティに関するご相談は
各種相談窓口においても受け付けています。

みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）
差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

ご相談は
こちらから
TEL：0570-003-110
HP：https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html

インターネット人権相談受付窓口
差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付けています。

ご相談は
こちらから
HP：https://www.jinken.go.jp/

24 時間子供 SOS ダイヤル
子どもの様々な悩みに関する相談窓口です。

ご相談は
こちらから
HP：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

総合労働相談コーナー
都道府県労働局など全国379か所に設置している総合労働相談コーナーでは、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関連する労働問題を含むあらゆる労働問題についての相談を受け付けています。

ご相談は
こちらから
HP：https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

よりそいホットライン（セクシュアルマイノリティ専門ライン）
生活上の様々な悩みを抱える方々の相談として、
性別の違和や同性愛などに関する相談なども受け付けています。

TEL：0120-279-338（若手県・宮城県、福島県以外）
TEL：0120-279-226（若手県・宮城県、福島県）
HP：https://www.since2011.net/yorisoi/n4/

(裏面)

都道府県・政令指定都市 担当課一覧

内閣府
Cabinet Office

English

内閣府の政策 → 組織・制度 → 広報・報道 → 活動・白書等 → 情報提供

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民生・社会トピック > 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進 > 都道府県・政令指定都市担当課一覧

都道府県・政令指定都市担当課一覧

性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する各地方公共団体における政策や取組に関する国民の理解の増進を深める一助となることや、国及び地方公共団体の連携を促すことを目的として、都道府県・政令指定都市における性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進施策の担当課の一覧を掲載しています。

都道府県	担当課(室)	〒	住所	電話番号
北海道	環境生活部 くらし・生活環境 道民生活課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-206-6148
青森県	環境生活部 青年・男女市民参画課 青年・男女参画グループ	030-8570	青森市広町1-1-1	017-734-9228
栃木県	環境生活部 青年女性参画推進課 青年・男女市民参画課	020-8570	宇都宮市大内10-1	019-629-5348
茨城県	環境生活部 民間参画社会推進課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2548
埼玉県	環境生活部 青年・男女市民参画課	010-	さいたま市大宮区大宮1-1-1	048-262-1222

人権擁護事務との関係

「誰か」のこと じゃない。

全ての人々が互いの違いを認め、尊重し、助け合うことのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権問題を、誰かのことではなく自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとるきっかけとなれば幸いです。（法務省人権擁護局作成冊子「人権の擁護」の「はじめに」から引用）



理解増進法は、性的指向及びジェンダーアイデンティティは、いわゆる性的マイノリティの方々に特有のものではなく、マジョリティとされる方々も等しく有しているものであり、「誰かのことじゃない。」ことを理解した上で、それぞれの個人の多様性について、尊重し、助け合うことのできる共生社会の実現を目指すもの。

おわりに



内閣府
Cabinet Office

English



検索

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 共生・共助トップ > 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進

内閣府-共生・共助

全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進します。

新着情報

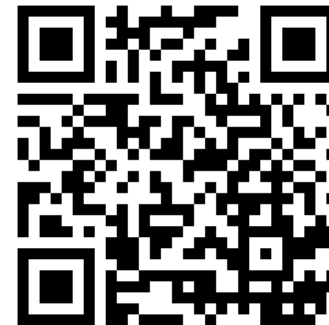
一覧

- 2024年5月27日 [性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第9条に規定する学術研究等の遂行に資する既存研究等の調査分析報告書を掲載しました](#) **New!**
- 2024年5月23日 [性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議\(第5回\)の配布資料を掲載しました](#) **New!**
- 2024年3月1日 [性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進のためのリーフレットを掲載しました](#)



内閣府 理解増進

検索



御清聴
ありがとうございました

